



あなたの子育て経験を活かしませんか？ 子育てボランティアの養成講座を開催します

▶申し込み・問い合わせ
NPO 法人子育て
ほっとねっと(磯)
☎090(9230)8755

子育てボランティア(ホームビジター)が、就学前のお子さんがある家庭を定期的に訪問し、子育て中の親に寄り添っていく新しい子育て支援「ホームスタート」。ホームビジターの養成講座に参加して、地域の子育て家庭にあなたの笑顔をお届けしていきます。

ホームビジター養成講座日程

とき	内容
8月28日(火) 午前9時45分～午後3時45分	ホームスタートの内容・意義を学ぼう
9月4日(火) 午前9時45分～午後4時15分	家庭・親・子どもを理解しよう
9月11日(火) 午前9時45分～午後4時15分	傾聴の意義と方法を学ぼう
9月18日(火) 午前9時45分～午後4時15分	ホームビジターの実務を学ぼう
9月25日(火) 午前9時45分～午後3時45分	地域連携について学ぼう
10月2日(火) 午前9時45分～午後4時15分	傾聴と協働について学ぼう
10月9日(火) 午前9時45分～午後3時45分	修了式・交流会
10月16日(火) ※時間は個別に設定します。	個別面談

※全ての講座会場は市民活動センターです。

ホームビジターってどんなことをするの？

利用申し込みのあった家庭を週1回2時間程度、4回を目安に訪問。お母さんの話を聞いたり、一緒に家事や育児をしたりします。

◀ホームビジター養成講座を受けてみませんか？▶

- ▶対象 子育て経験があり、全講座修了後にホームビジターとして活動できる人
- ▶参加費 無料
- ▶定員 16人
※定員になり次第締め切り。
- ▶申込期限 8月20日(月)



地域の共同での農業活動を支援(多面的機能支払制度) 新たに制度を利用する団体を募集します

▶問い合わせ
農林整備課
☎0287(62)7152

農村の高齢化や過疎化などにより、地域の共同活動で支えられている農地や水路、農道などの保全管理(多面的機能)に支障が生じつつあります。そのため、市では今後も地域の農業資源を守り続けていくために、共同で行われている地域の農業活動を支援します。新規補助団体の募集に向けた説明会を開催しますので、参加してください。

▶対象

- ①農業者のみの団体
- ②農業者とその他の人(地域住民など)で構成される団体

▶補助の対象となる活動

- ・農道の草刈りや、水路の泥上げ、農道の路面維持などの活動
- ・農道沿いへの植栽や地域の生態系を保全する活動
- ・農業用水路の補修や更新などの活動

▶市内の活動事例(一部)

水路の泥上げ



越堀自然を守る会

農道の草刈り



無栗屋自然保全会

農道沿いへの植栽



鍋掛南部地区環境保全隊

生き物調査



三区町環境保全隊

◀多面的機能支払制度の説明会を開催します▶

- ▶とき 8月31日(金) 午後1時30分～3時30分
- ▶ところ 市役所本庁舎
- ▶問い合わせ
農林整備課 ☎0287(62)7152



国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者対象 医療費が高額になる人へ

▶問い合わせ
国保年金課
☎0287(62)7129

ひと月の医療費が高額になってしまうと、医療機関受診時の負担を軽減する制度があります。制度を利用すれば、保険適用分の医療費が下の表の限度額で精算できるようになります。利用には、**医療機関窓口で限度額適用認定証の提示が必要**なので、必要な場合は申請してください。

- ▶有効期間 申請した月の初日～7月31日
(国民健康保険の人で、引き続き必要な場合は、8月1日以降にあらためて申請が必要)

※申請月に国民健康保険に加入した場合は加入日から有効です。

- ▶必要なもの 本人確認書類、国民健康保険証、印かん(代理申請の場合は委任状)

※平成30年1月2日以降の転入者は、必要なものが異なるので問い合わせください。

※70歳未満の国民健康保険の人は、世帯主の国民健康保険税に滞納があると、認定証を交付できません。

- ▶申請窓口 国保年金課、市民福祉課、総務福祉課、箒根出張所

表① 70歳未満の自己負担限度額(月額)

所得区分 ^{*1}	外来+入院	4回目以降の限度額 ^{*3}
所得が901万円を超える世帯 ^{*2}	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円
所得が600万円を超える世帯	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円
所得が210万円を超える世帯	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
所得が210万円以下の世帯	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 ここでの所得とは、総所得金額などから基礎控除(33万円)を差し引いた金額のこと。

※2 未申告者がいる世帯は、所得が901万円を超える世帯とみなされます。

※3 過去12カ月以内に3回以上限度額に達した場合は、4回目以降から限度額が下がります。

表② 国民健康保険(70歳以上)・後期高齢者医療保険の自己負担限度額(月額)

所得区分		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)	4回目以降の限度額 ^{*1}
現役並み	Ⅲ 課税所得 690万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円	140,100円
	Ⅱ 課税所得 380万円以上	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円	93,000円
	Ⅰ 課税所得 145万円以上	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円	44,400円
一般	課税所得 145万円未満	18,000円 ^{*2}	57,600円	44,400円
非課税 住民税	低所得者Ⅱ		24,600円	—
	低所得者Ⅰ (年金収入80万円以下など)	8,000円	15,000円	—

※1 過去12カ月以内に3回以上世帯ごとの限度額に達した場合は、4回目以降から限度額が下がります。

※2 年間(8月～翌年7月)の上限額は144,000円。

※3 所得区分が「一般」と「現役並みⅢ」の人は、保険証の提示で限度額での精算が可能です。

※4 住民税非課税の対象者は、国民健康保険は世帯主と加入者、後期高齢者医療保険は世帯員全員です。

入院時の食事代が減額されます(標準負担額減額認定証)

入院時の食事代の負担が減る「標準負担額減額認定証」を交付します。

- ▶対象 住民税非課税世帯の人

※限度額適用認定証の条件も満たす場合は、限度額適用認定証と同時に交付となります。

※住民税非課税の対象者は、国民健康保険は世帯主と加入者、後期高齢者医療保険は世帯員全員です。

※90日以上入院を適用させるためには、市役所窓口での申請が必要です。詳しくは国保年金課までお問い合わせください。

所得区分	食事代	
現役並み所得者、一般	460円	
70歳未満の住民税非課税世帯、低所得者Ⅱ	90日以内の入院	210円
	90日以上入院	160円
低所得者Ⅰ	100円	

―標準負担額減額認定証による減額後の金額